

火入れ行為に係る許可申請について

1. 火入れ行為とは

○火入れ行為・・・(対象) ※森林の周囲 1キロメートルの範囲内にある土地

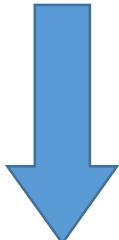


(目的) 造林、開墾、害虫駆除、焼畑、採草地の改良などのために、立木竹、雑草、堆積物などを※面的に焼却する。
※畦畔や法面等の一部を焼却する行為であっても、火入れに該当します。

該当の場合

・・・市での許可申請手続きが必要となります。

○火入れ行為でないもの・・・(対象) 全域



(目的) 刈り取った草の焼却・稻わらの焼却・伐採した草木(小規模)の焼却
刈り取った草などを数箇所に山積みにして焼却する「寄せ焼き」は「火入れ行為」には該当しないため許可是不要ですが、火災と紛らわしい行為として消防署への届出が必要になります。

該当の場合

・・・消防の届出

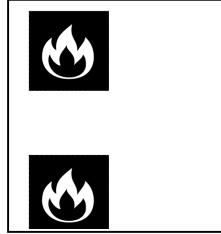
(イメージ図)

火入れ行為該当



(一面で焼却)

火入れ行為に該当しない



(刈取り後小規模、集積して焼却)

2. 火入れ許可申請にあたっての注意事項

(1) 必要とする添付書類

- ・「火入地」及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- ・火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地の場合は、所有者又は管理者の承諾書
- ・申請者が請負契約又は委託契約に基づき実施する場合は、請負契約書又は委託契約書の写し

(2) 申請にあたる注意事項

- ・火入地において火入れの実施を指揮監督する者「火入責任者」を定めて申請書に記入。
- ・火入地の周囲に幅7メートル以上(傾斜地等は10メートル以上)の防火帯を設け、防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにする。ただし、河川、湖沼、溝、堰等によって同等の効果が認められる場合は、省略可。

(3) 火入れの範囲

1団地における火入れの許可範囲は上限1ha。ただし、1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合、1haを超える火入れの許可ができると規定しているため、1区画、2区画、3区画という形にすることで、合計で1haを超えて申請することができる(申請書は1枚にまとめる形で差し支えない)。

(4) 火入れ従事者

0.5haまでは10人以上。0.5haを超える場合にあっては、超える面積1haにつき5人を追加するとしている。これについては、(1区画毎に消火作業を実施しなければ次の区画に移れないため)火入れ従事者が重複しても差し支えない。

(5) 火入れの中止

火入れの許可を受けても、実施時に強風注意報、乾燥注意報、火災警報(林野火災警報等を含む)が出された場合は火入れは行うこととは出来ない。

※その他詳細な要件は、「土浦市火入れに関する条例」参照

3. その他留意事項(参考)

(1) 所有者又は管理者の承諾書

(参考 承諾例)

該当地	所有者(管理者)	所有者(管理者)の住所
土浦市〇〇町〇〇番地	土浦 太郎	土浦市〇〇町〇〇番地
土浦市〇〇町〇〇番地	土浦 次郎	土浦市〇〇町〇〇番地

所有者(管理者)の自署まで求めるものではありません。

(2) (防火帯に係るイメージ)

